

令和元年度東京ブランドの発信に係る広告掲出及びキャンペーン等企画運營業務等
委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1. 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）に決定した。

本委託業務は、アイコンを活用した都内等での広告掲出及びPRイベントを通じて、民間での更なるアイコン活用を促進し、外国人旅行者受入機運醸成を図るとともに、都民及び訪都外国人旅行者に対し東京ブランドイメージの更なる普及・浸透を図ることを目的とする。

2. 委託内容

仕様書のとおりとする。

3. 事業提案上限額

金150,000,000円（消費税等諸税を含む。）

4. 契約の履行期間

契約確定日の翌日から令和2年3月31日まで

5. 選考について

選考については、以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和元年6月6日（木）

（※希望申出方法については公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）

財団HP「契約情報」を参照 <https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/index.html>）

(2) 公募締切

令和元年6月12日（水）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和元年6月13日（木）

(4) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間

令和元年6月13日(木)から令和元年6月17日(月)正午まで
質問がある場合は、実施要項別紙1「質問票」に質問事項を記入し、担当者メールアドレス (s.suzuki@tcvb.or.jp; kitamura@tcvb.or.jp) まで送付すること。

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

- (5) 実施要領及び仕様書に関する質問への回答

令和元年6月19日(水)(予定)

- (6) 企画提案書及び見積書等の提出期限

令和元年6月27日(木)正午まで(必着)

- (7) 企画審査会実施日

令和元年7月2日(火)

- (8) 審査結果の通知

令和元年7月3日(水)

6. 企画審査会について

- (1) 実施日 令和元年7月2日(火)

- (2) 実施場所 公益財団法人東京観光財団 5階会議室

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

- (3) 実施方法 応募者(1社4名以内)のプレゼンテーションとする

- (4) その他 当日の開始時刻等詳細については別途指名業者宛て通知する。

7. 企画提案に必要な提出物と提出方法

- (1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は原則A4用紙とし、以下に指定する順番にて頁番号を付して作成すること。文字のサイズは10.5ポイント以上とし、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

(ア) 全体の進行スケジュール及び実施体制

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる実施体制等、以下の項目にて記載すること。

a 実施体制図

指揮命令系統及び、協力会社がいる場合にはその役割分担を含むこと。

b 全体的な業務進行スケジュール等

以下「(イ) 広告掲出業務」及び「(ウ) 東京ブランドキャンペーン等の実施」の媒体、キャンペーンごとに、準備期間も含め詳細に記載すること。

c 以下「(イ) 広告掲出業務」及び「(ウ) 東京ブランドキャンペーン等の実施」に関し、相互の企画の連動がわかる資料(スケジュール、展開エリアの一覧等)

- d 関連実績等
 - ・過去3年間の類似事業の主な制作実績（制作年、制作物名、制作物の内容、制作言語、リーチ数やエンゲージメント数、PV数など効果を示す具体的な数値。）
 - ・訪都外国人向け広報物の制作経験がある場合は、必ず含むこと。
 - ・協力会社がある場合にはその実績も可能な限り記載すること。

(イ) 広告掲出業務

- a 広告展開方針
- b 媒体詳細（ロケーション及びその特徴や特性、広告面積、ターゲット層、リーチ数等）
- c 広告展開概要（掲出期間、掲出エリア、訴求対象等）
- d 広告掲出にかかる効果測定関連業務（アウトプットイメージを含むこと）

(ウ) 東京ブランドキャンペーン等の実施

- a キャンペーンの企画方針
- b キャンペーン企画詳細（東京の魅力を効果的に発信する企画の詳細。キャンペーンの一環でPRイベントを実施する場合は、イベント概要、アトラクション、展示等の詳細含むこと。また、既存イベントに東京ブースとして出展する場合は、上記に加え、可能な限りブースレイアウト等を含むこと。）
- c キャンペーン等への参加促進及び広報効果を高めるための施策
- d PRイベント実施時の運営体制（準備及びPRイベント等当日の体制、人員配置等）
- e キャンペーン実施にかかる効果測定関連業務（アウトプットイメージを含むこと）

イ 見積書（様式自由）

本件委託業務全般にかかる見積書。非課税となる項目についてはこれを明記し、経費総額及び、その内訳（課税対象分、非課税対象分）をあわせて記載すること。なお、下記項目を入れ込むこと。

- (ア) 仕様書記載の項目別の内訳及び見積総額。
- (イ) 見積総額は消費税等諸税を含むものとする（消費税率は10%で計上）
- (ウ) 人件費、交通費、物品費等、業務履行に必要なすべての経費を含むこと。

(2) 提出の体裁と部数

ア 提出部数等

提出物	社名、ロゴマーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	10部
	あり	なし	1部

イ 見積書	なし	なし	10部
※各社の様式により作成可	あり	あり	1部
ウ 電子記録媒体	なし	なし	1部

※上記に指定があるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

※業務にあたっての再委託先、協力先等を全て明記すること。

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書 及び イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参とする（宅配便不可）。

イ 提出先（宛先）

（公財）東京観光財団 総務部観光情報課 担当：鈴木・北村

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

※封筒に「令和元年度東京ブランドの発信に係る広告掲出及びキャンペーン等企画運營業務等委託事業者選定審査会資料」と朱記すること。

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は様式2「辞退届」を令和元年6月27日（木）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

8. 選考方法

企画審査会においては、財団が別途定める「令和元年度東京ブランドの発信に係る広告掲出及びキャンペーン等企画運營業務等委託事業者選定企画審査会審査要領」に基づき選考する。評価基準については以下の通りとする。

(1) 全体（体制、スケジュール等）

- ・仕様書及び委託事業者選定実施要領（本紙）を十分に理解し、仕様書の業務のすべてにおいて企画提案されているか。
- ・効率的かつ円滑な業務運営が行え、進捗状況が十分管理・報告される実施体制となっているか。
- ・本業務を履行する上で必要となる経験や関連実績、ネットワークを有しているか。

- ・全体スケジュール及び実施場所等について、「(2) 広告掲出業務」及び「(3) 東京ブランドキャンペーン等の実施」の連携が図られているか。

(2) 広告掲出業務について

- ・都のブランディング戦略や、アイコンのコンセプト等を深く理解・把握した上で、広告展開全体のコンセプトや方針等が企画提案されているか。
- ・都民及び訪都外国人旅行者の視点に立ち、それぞれに対し高い広告効果が期待できる媒体が提案されているか。また、それが具体的な根拠（リーチ数等）をもって示されているか。
- ・広告掲出業務全体として、複数種の媒体を含む提案があり、その効果が最大限になるよう、掲出時期や掲出場所等のバランスやスケジュールが考慮されているか。
- ・効果測定は、プロモーション効果を適切に測定でき、今後のよりよいプロモーションにつながる分析等が行える内容であるか。

(3) 東京ブランドキャンペーン等の実施について

- ・都のブランディング戦略や、アイコンのコンセプト等を深く理解・把握した上で、キャンペーンのコンセプトや企画方針等が提案されているか。
- ・東京ブランドの浸透を図るのにふさわしいキャンペーンが複数種提案されており、そこで実施する内容（広告、イベント内アトラクションや展示等）は、都民及び訪都外国人の多くの関心を惹きつける効果的な内容となっているか。
- ・PRイベント実施・運営に関する提案内容（手配内容、人員配置等）は適切か。
- ・アンケート等、効果を把握するために必要な具体的な測定方法が提案されているか。
- ・キャンペーンへの参加促進、広報効果を高めるためのPR施策は適切か。

(4) その他

- ・価格設定・内訳は妥当なものになっているか。

9. 審査結果の通知について

全ての応募者に対し、審査結果を文書で通知する。なお、審査内容に関わる質問については、一切受け付けない。

10. 質問等

仕様書及び委託事業者選定に関する質問については、上記5(4)に示す質問受付期間中に限り、指定E-Mailにて受け付ける。質問内容については、全て財団にて取りまとめ、例えば、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレス宛一斉に回答する。

11. 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途財団の間で委託契約を締結するものとする。

12. その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等は一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届（別紙様式2）を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと財団が認めた企画提案内容について、委託上限額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13. 本件の問合せ先

公益財団法人 東京観光財団 総務部 観光情報課（担当：鈴木・北村）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

TEL 03-5579-2681